

軽米町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 11,266	千円 5,653,251	千円 269,776	千円 1,412,580	% 25.0	% 26.8

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 145	千円 583,910	千円 80,520	千円 249,180	千円 913,610	千円 6,301	千円 5,805

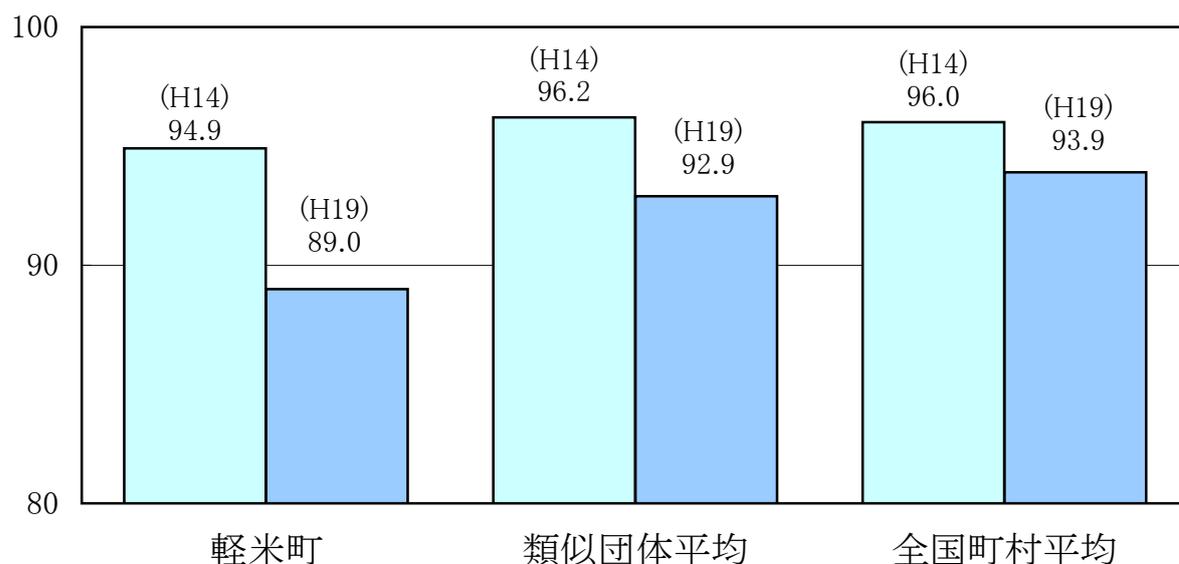
(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

平成19年度において、給料月額削減措置を実施しました。（一般行政職、医療職：3%、労務職：1%）
（平成18年度は、一般行政職、医療職：5%、労務職：3%の減額）

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
軽米町	47.7 歳	347,133 円	450,542 円	377,120 円
岩手県	42.4 歳	349,680 円	407,223 円	380,739 円
国	40.7 歳	325,724 円	—	383,541 円
類似団体	43.6 歳	327,171 円	372,157 円	354,085 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
軽米町	51.3 歳	11 人	304,119 円	327,324 円	320,611 円	—	—	—	—
うち用務員	54.2 歳	6 人	318,929 円	337,806 円	333,826 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.49
うち自動車運転手	46.1 歳	3 人	277,134 円	319,430 円	301,584 円	自家用自動車運転手	48.9 歳	218,400 円	1.46
うち調理員	50.8 歳	2 人	300,168 円	307,718 円	308,660 円	調理師	42.3 歳	221,400 円	1.39
岩手県	46.5 歳	392 人	326,268 円	362,443 円	349,905 円	—	—	—	—
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	—	320,514 円	—	—	—	—
類似団体	48.8 歳	12 人	285,052 円	306,934 円	297,898 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
軽米町	—	—	—
うち用務員	5,578,864 円	3,284,300 円	1.70
うち自動車運転手	5,184,110 円	2,855,400 円	1.82
うち調理員	5,061,571 円	3,041,800 円	1.66

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成16年～18年の3ヶ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額（国ベース）」は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		軽 米 町	岩 手 県	国
一般行政職	大学卒	170,200 円	170,200 円	170,200 円
	高校卒	138,400 円	138,400 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	135,600 円	135,600 円
	中学卒	127,700 円	127,700 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成19年4月1日現在）

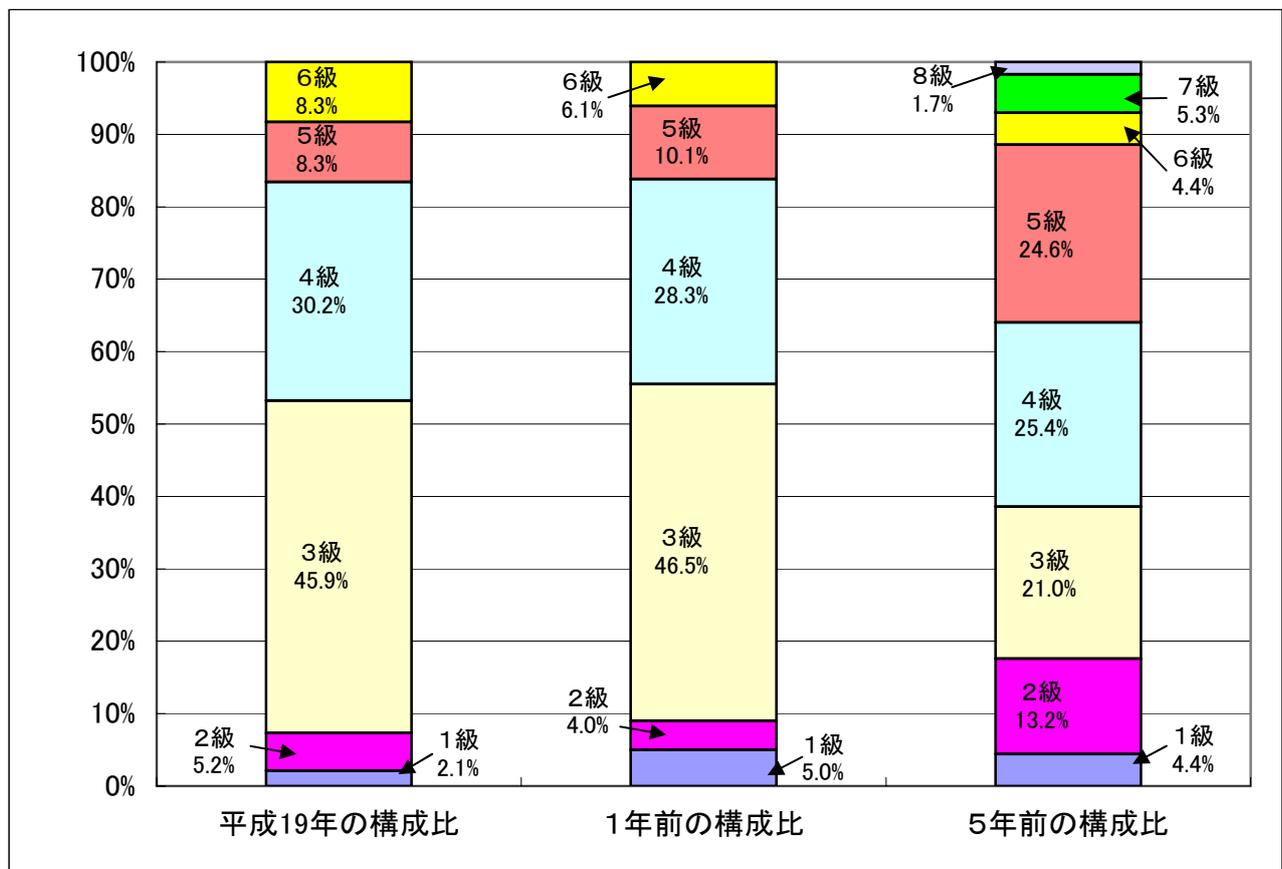
区 分		経 験 年 数 10 年	経 験 年 数 15 年	経 験 年 数 20 年
一般行政職	大学 卒	254,600 円	301,300 円	330,800 円
	高校 卒	228,300 円	268,200 円	304,700 円
技能労務職	高校 卒	203,600 円	236,600 円	262,900 円
	中学 卒	193,300 円	224,200 円	253,000 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補、技師補、主事、技師	2 人	2.1 %
2 級	主事、技師	5 人	5.2 %
3 級	主任、主査	44 人	45.9 %
4 級	課長補佐、主任主査	29 人	30.2 %
5 級	課長、担当主幹	8 人	8.3 %
6 級	課長、担当主幹	8 人	8.3 %

- (注) 1 軽米町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価が未実施であるため、昇級区分に差を設けていません。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

軽 米 町	岩 手 県	国
1人当たり平均支給額（18年度） 1,709 千円	1人当たり平均支給額（18年度） 1,787 千円	—
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職務の級による加算措置 ・役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

人事評価が未実施であるため、成績率に差を設けず、一律支給しています。

(2) 退職手当（平成19年4月1日現在）

軽 米 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)
1人当たり平均支給額 24,172 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）		2,812 千円	
支給職員 1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		133,927 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）		12.3 %	
手当の種類（手当数）		8 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収手当	税務会計課に勤務する職員	町税等の徴収にかかる業務	日額 250円
防疫作業手当	防疫に従事する職員	感染症等の疑いのある患者等の救護、感染症等の病原体に汚染された物件の処理作業、感染症等の疑いがある家畜に対する防疫作業等の業務	日額 250円
医師手当	診療所に勤務する医師	医事に関する調査及び試験研究	月額 1,137,000円
往診手当	医師	往診	往診料の100分の100
特殊自動車運転作業手当	地域整備課に勤務する職員	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に掲げる特殊自動車又はこれに準ずると認められる自動車の運転作業	日額 300円
夜間看護手当	診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務	1回 1,240円～6,800円
用地交渉手当	地域整備課に勤務する職員	現地において用地の買収のための交渉の業務	日額 300円
社会福祉施設勤務手当	特別養護老人ホームに勤務する職員	老人ホーム入所者の看護等	月額 (給料月額の1%～7%)

(4) 時間外勤務手当

区 分	平成18年度	平成17年度
支給実績	27,764 千円	25,483 千円
職員 1人当たり平均支給年額	162 千円	146 千円

(5) その他の手当（平成19年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度との異同と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。(月額:配偶者13,000円、その他の者1人当たり6,000円～11,000円)	同じ		27,822 千円	260,014 円
住居手当	賃貸住宅居住者及び自宅居住者等に支給されます。(月額:賃金住宅居住者27,000円以下、自宅居住者3,000円)	異なる	自宅居住者に係る手当額が国は、2,500円	3,327 千円	151,227 円
通勤手当	通勤のために交通機関を利用し、又は交通用具等を使用している職員に支給されます。(月額:交通機関利用者70,000円以下、交通用具等使用者25,000円以内)	異なる	交通用具等使用者に係る使用距離区分及び支給額が異なります。	7,377 千円	63,591 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。(月額:給料月額×18/100以下)	異なる	月額:給料月額× 25/100以下	3,817 千円	224,520 円
初任給調整手当	医師、歯科医師として新たに採用された職員に対して支給されます。(月額:307,900円以下)	同じ		—	—
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員に対して支給されます。(月額:23,000円、交通距離により加算有り)	同じ		—	—
休日勤務手当	休日に勤務することを命ぜられた職員に対し支給されます。(1時間:勤務1時間当たりの給与額の135/100)	同じ		764 千円	33,233 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間に現に支給地域に居住する職員に対して支給されます。(月額:7,360円～17,800円)	異なる	国では「在勤する官署」の地域に応じて支給されますが、本町では「居住する」地域に応じて支給されます。	11,617 千円	67,540 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務することを命ぜられたときに支給されます。(勤務1回:4,200円)	同じ		504 千円	6,380 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度との異同と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の5時までの間に勤務することを命ぜられている職員に対して支給されます。(1時間:勤務1時間当たりの給与額の25/100)	同じ		1,104 千円	110,447 円
管理職員 特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が週休日又は休日等に勤務した場合に支給されます。(勤務1回:4,000円)	異なる	勤務1回: 4,000円～18,000円	—	—

5 特別職の報酬等の状況（平成19年10月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	町長	628,000 円 (698,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副町長	522,000 円 (567,000 円)	860,000 円 / 385,000 円	679,000 円 / 365,000 円
			580,000 円 / 345,000 円	
報酬	議長	262,000 円 (270,000 円)	327,000 円 / 228,000 円	
	副議長	219,000 円 (225,000 円)	270,000 円 / 173,000 円	
	議員	195,000 円 (201,000 円)	250,000 円 / 152,000 円	
期末手当	町長	(19年度支給割合)		
	副町長	3.35月分		
退職手当	議長	(19年度支給割合)		
	副議長	3.35月分		
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	628,000円×在職月数×0.425	12,811 千円	任期毎
		522,000円×在職月数×0.245	6,139 千円	任期毎

(注) 1 町長、副町長及び議員の給料月額等は、平成19年10月1日に減額改定されました。給料月額等の()内は、減額改定前の額です。改定前は、町長7%、副町長6%の減額支給を行いました。

2 退職手当の「1期の手当額」は、10月1日現在の給料月額及び支給率のに基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

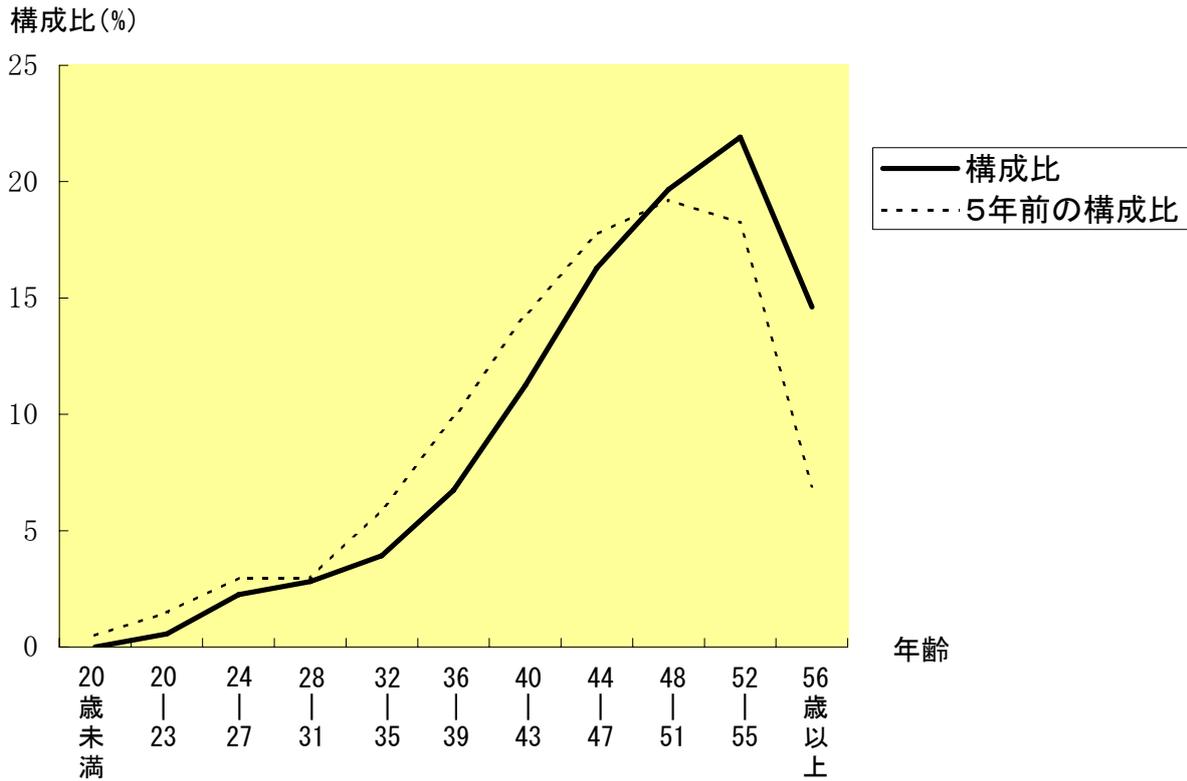
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成18年	平成19年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0	
		総 務	30	30	0	
		税 務	9	9	0	
		民 生	40	38	△ 2	業務の見直し
		衛 生	9	9	0	
		農 林 水 産	14	14	0	
		商 工	4	3	△ 1	業務の見直し
		土 木	9	9	0	
		計	118	115	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 102.08人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 100.89人)
	教 育 部 門	28	27	△ 1	事務局における業務の見直し	
小 計	146	142	△ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 126.04人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 123.88人)		
公営企業等 会計部門	水 道	6	6	0		
	そ の 他	26	25	△ 1		
	小 計	32	31	△ 1		
合 計		178 [218]	173 [218]	△ 5 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 154人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成19年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳以上	計
職員数	0人	1人	4人	6人	6人	10人	15人	33人	27人	41人	30人	173人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況（公営企業含む全職員）

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
183人	165人	18人	9.8%

(参考) 軽米町行政改革大綱後期計画における定員管理の数値目標（数・率）

計 画 期 間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成18年4月1日	平成22年4月1日	平成18年度現員数の7.3% (13人)の純減

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部 門	区 分	17年 計画始期	18年 1年目	19年 2年目		17年～19年 計	(参考) 数値目標
	一般行政	職員数	121	118	115		—
増 減			△ 3	△ 3		△ 6 (50.0 %)	△ 12
教 育	職員数	29	28	27		—	26
	増 減		△ 1	△ 1		△ 2 (66.7 %)	△ 3
公営企業 等 会 計	職員数	33	32	31		—	30
	増 減		△ 1	△ 1		△ 2 (66.7 %)	△ 3
計	職員数	183	178	173		—	165
	増 減		△ 5	△ 5		△ 10 (55.6 %)	△ 18

- (注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間です。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示します。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益 又は 純損失	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
18年度	337,926	10,807	41,358	12.2	14.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	6	25,551	4,759	11,050	41,358	6,893	6,895

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

平成19年度において、給料月額削減措置を実施しました。（労務職：1%、その他一般行政職等：3%）

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
軽 米 町	50.6 歳	375,106 円	565,334 円
団 体 平 均	45.3 歳	375,666 円	572,943 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

軽 米 町	軽 米 町（一般行政職）		団 体 平 均
1人当たり平均支給額（18年度） 1,842 千円	1人当たり平均支給額（18年度） 1,709 千円		1人当たり平均支給額（18年度） 1,785 千円
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分		
(加算措置の状況) 職務の級による加算措置 ・役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成19年4月1日現在）

軽 米 町			軽 米 町（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%~20%加算）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%~20%加算）		
			1人当たり平均支給額		24,172 千円

団 体 平 均	
1人当たり平均支給額	16,217 千円

ウ 時間外勤務手当

区 分	平成18年度	平成17年度
支給実績	2,115 千円	1,910 千円
職員1人当たり平均支給年額	352 千円	273 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

エ その他の手当（平成19年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。(月額:配偶者13,000円、その他の者1人当たり6,000円～11,000円)	同じ		1,008 千円	168,000 円
住居手当	賃貸住宅居住者及び自宅居住者等に支給されます。(月額:賃金住宅居住者27,000円以下、自宅居住者3,000円)	同じ		200 千円	200,400 円
通勤手当	通勤のために交通機関を利用し、又は交通用具等を使用している職員に支給されます。(月額:交通機関利用者70,000円以下、交通用具等使用者25,000円以内)	同じ		110 千円	27,600 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。(月額:給料月額×18/100以下)	同じ		203 千円	202,656 円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員に対して支給されます。(月額:23,000円、交通距離により加算有り)	同じ		—	—
休日勤務手当	休日に勤務することを命ぜられた職員に対し支給されます。(1時間:勤務1時間当たりの給与額の135/100)	同じ		—	—
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間現に支給地域に居住する職員に対して支給されます。(月額:7,360円～17,800円)	同じ		535 千円	89,200 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務することを命ぜられたときに支給されます。(勤務1回:4,200円)	異なる	勤務1回:5,100円	17 千円	4,200 円
管理職員 特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が週休日又は休日等に勤務した場合に支給されます。(勤務1回:4,000円)	同じ		—	—

④ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

6（3）へ一般職員と併せて記載しています。